

議 会 資 料	議案第 77 号
水道総務課	

志摩市水道事業給水条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

給水装置の工事は、志摩市水道事業給水条例に基づき、市又は市が指定した者が施行することとしています。災害その他非常の場合には、他の市町村や他の市町村で指定を受けた事業者においても工事が可能とするための条例の一部改正となります。

2. 改正する条例の要点

第8条第1項（工事の施行）にただし書きとして、災害その他非常の場合において、他の市町村や他の市町村が指定をした者においても、志摩市での給水装置工事ができるように改正するものです。

なお、公布の日から施行します。

3. 改正による効果等

本改正により、災害その他非常の場合において、給水装置の復旧工事が円滑に実施されるようになります。

志摩市水道事業給水条例(平成16年志摩市条例第217号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（工事の施行） 第8条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。_____ _____ _____ 2～5 （略）	（工事の施行） 第8条 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市又は管理者が、他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2～5 （略）